

## 第 9 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 令和 2 年 (ワ) 第 5 7 4 号  
期 日 令和 4 年 2 月 2 4 日 午 前 1 0 時 3 0 分  
場 所 等 横 浜 地 方 裁 判 所 第 2 民 事 部 準 備 手 続 室  
(ウ ェ ブ 会 議 の 方 法 に よ る)

裁 判 官 北 村 久 美  
裁 判 所 書 記 官 粉 川 恭 子  
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 表 者 平 井 純 代  
原 告 代 理 人 村 尾 信  
被 告 ら 代 理 人 今 井 秀 智

(通 話 先 の 場 所 東 京 都 澁 谷 区 の 事 務 所)

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

裁 判 官


本 和 解 成 立 後、原 告 ま た は 原 告 の 役 員 が 被 告 ら に 退 会 を 求 め た り、ま た 原 告  
が 被 告 ら を 除 名 処 分 に す る こ と は、次 の 和 解 条 項 に 抵 触 す る も の と 考 え る。

当 事 者 間 に 次 の と お り 和 解 成 立

第 1 当 事 者 の 表 示

東 京 都 澁 谷 区 澁 谷 1 丁 目 2 1 番 7 号

原	告	東 京 田 中 短 期 大 学 同 窓 会
同 代 表 者 会 長	平 井 純 代	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	伴 広 樹	
同	村 尾 信	




被 告 林 純 子




被 告 黒 柳 恵 美 子




被 告 金 杉 雅 子




被 告 齊 藤 博 子



被 告 川 村 久 美 子



被 告 小 俣 伸 子



被 告 松 本 和 子

上記7名訴訟代理人弁護士 今 井 秀 智

## 第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状及び2020年3月26日付け訴状訂正申立書のとおりであるから、これらを引用する。

## 第3 和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、平成9年頃から平成31年3月まで役員に就任していた間、①平成18年の100周年フェスティバル、②平成21年の帝国ホテルにおける同窓会、③平成16年の中国主張に関する支出等について、領収証等の資料に基づく報告が不十分であり、役員としての責任を十分果たしていなかったことを認め、これを謝罪する。
- 2 被告らは、原告に対し、解決金として、各被告5万円ずつの支払義務があることを認める。

- 3 被告らは、原告に対し、前項の金員を令和4年3月31日限り、三菱UFJ銀行の横浜支店の「預り口<sup>アズカリグチベンゴシバンヒロキ</sup>弁護士伴広樹」名義の普通預金口座 [REDACTED] [REDACTED] に振り込む方法によりそれぞれ支払う。振込手数料は各被告らの負担とする。
- 4 原告及びその役員は、原告の会員らに対し、本件に関し、本和解条項の内容を超えて、被告らの責任に言及することを含め、方法を問わず発信しない。
- 5 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- 6 原告及び被告らは、本件に関し、原告と被告らとの間に本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 粉 川 恭



これは正本である。

令和4年 3 月 / 日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 粉 川 恭

